

国への提言

当審議会は、「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」の諮問を受け審議を行ってきました。

本答申では、「性別や年齢にかかわらず、その個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活を送ることができるような社会」をめざし、「男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める必要がある」との基本的考え方と各分野における取組の基本的方向を示しています。

今後、都は本答申をもとに行動計画を改定し、なお一層の施策の推進に努めることとなりますが、本答申に示した男女平等参画社会に向けた取組をより実効性のあるものとするためには、法制度面の見直しなど、国における取組が重要であり、以下の事項について国において積極的に推進することを提言するものです。

誰もが生涯の各々の段階でその状況や希望に応じた自律的選択により、仕事と子育てや介護など仕事以外の生活との調和を図ることができるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の考え方を基本理念として、長時間労働の是正や関係法令の遵守を徹底させるとともに、多様な働き方を前提とした子育てや介護支援の拡充、短時間正社員制度やフレックスタイム制度の普及など、多様な選択を可能とする仕組みづくりに向け、企業の取組の促進や関係法令の整備など、総合的な政策を積極的に進めること。

パートタイム労働・派遣労働なども含め多様な働き方を望ましい形で定着させるとともに、誰もが意欲と能力を発揮し活躍できる社会とするため、職業訓練を拡充するとともに、働き方の違いによって不利益が生じないよう、いわゆる正社員との均衡処遇の確保や正社員と正社員以外との転換制度の確立など労働法制や社会保障制度について早急に見直しを図ること。